A-RaP合意書

A-RaPの実施について、			(以下「実施団体」という。)	
と手	戈孫子市とは、下記の			
	活動場所 1) 路線名	記		
•	2)場所	地先から	延長	地先まで メートル
2.	活動期間 年 月 がなされないときは	日から翌年3月31日 さらに1年間継続するも	日まで。ただ	し、この合意の解除
	11,12 GA11,2 1, C G12'	さりに1 中间胚形りつも	らいとし、以	友も四塚としまり。
	実施団体の活動 (1)清掃作業 (2)除草作業 (3)草花等の植栽の	·	ر کالا میال	,
	(4) ての他快週な追	路環境の維持に係る軽易	な作業()
4. 例	我孫子市の役割 (1) 清掃用具の貸出	L		

- (2) 実施団体名を記した看板の設置
- (3) 我孫子市民活動災害補償保険の適用
- 5. 実施団体は、合意した活動の実施に当たり、交通安全に十分注意して作業を 行います。
- 6. 実施団体が、この合意に基づく活動により第三者に損害を与えた場合は、実施団体がその損害を賠償するものとします。
- 7. 実施団体がこの合意に基づく活動の実施中にその参加者が事故等により被害を被った場合は、我孫子市市民活動災害補償保険の適応がある(市の支援内容に当該保険の適用が定められている場合に限ります。)ほかは、実施団体又は参加者の責任に帰するものとします。

- 8. 実施団体は、未成年者を中心に活動を実施する場合には、成人の保護者又は監督者が参加するようにします。
- 9. 実施団体は、この合意に基づく活動の実施に当たり、交通の障害とならないよう十分注意するとともに、参加者の安全確保に努めるものとします。
- 10. 市長は、次に掲げる事由が発生した場合は、本書による合意を解除することができることとします。
 - (1) 実施団体が合意の解除を申し出た場合
 - (2) 実施団体の活動が本書の内容と異なる場合
 - (3) 活動区域を市の事業により新たな目的のために使用する必要が生じた場合
 - (4) 実施団体が道路に関する法令に違反する活動を行った場合
 - (5) 実施団体がその他A-RAPの趣旨に反する行為を市長の要請に反して中 止しない場合
- 11. A-RaP実施に当たり、この合意書に定めの無い事項については、実施団体及び我孫子市が協議の上決定します。

上記の合意を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印し、各自その1 通を保存します。

年 月 日

実施団体名 住 所 代表者

(EIJ)

我孫子市

住 所 我孫子市我孫子1858番地 我孫子市長 星野 順一郎 ⑩